

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市市民活動センター会議室の使用料の減免		
根拠法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）	（条項）第 6 条	
基準法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）	（条項）第 6 条	
所管部署	市民部 自治協働課市民活動推進室 市民協働グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載			
〔施設の使用料の減免基準〕 会議室の使用料は、大津市市民活動センター条例第 6 条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。 （１）本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合 全額 （２）公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であって、公益に資すると認められるものに使用する場合 全額 （３）施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合 全額又は 5 割減額			

参 考

[根拠法令・基準法令]

大津市市民活動センター条例

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。